

セミナーのご報告

6月に当事務所主催の相続税セミナーを開催させて頂きました。ご多忙の中たくさんの方にご参加頂きありがとうございます。相続税については、今後多くの点で改正が予定されており、これまで申告が必要なかった方でも申告、納税をしなければならなくなる可能性があります。今回は当日お越しいただけなかった方のためにも、簡単ではありますがセミナーで触れた内容をご紹介しますと思います。

1. 改正点

(1) 基礎控除額の縮小

平成27年1月1日以後の相続より、基礎控除額が現在の5,000万円から3,000万円に、相続人1人あたりの控除額が1,000万円から600万円に縮小されます。現状の制度のちょうど6割に縮小されることとなり、特に大都市圏に土地などを持っている場合は影響が大きいと思われます。現状、相続税の申告をしているのは亡くなった方の約4%ですが、この改正により約6%に上昇すると言われています。

また、税率についても最高税率が50%から55%になるなどの改正があります。

(2) 小規模宅地の特例の改正

小規模宅地等の特例とは、相続税の計算上、被相続人等の自宅や事業用の敷地の評価について、一定の条件のもと、高額な減額が認められる特例です。これは、自宅や事業用の敷地に重い相続税を課すことにより、居住や事業を継続できなくなってしまう事態にならないように配慮した制度です。今回の改正により適用対象が拡大され、使いやすくなります。

①適用面積の拡大

まず居住用の宅地の適用面積が240㎡から330㎡に拡大されます。事業用の宅地は400㎡まで、不動産貸付業用の宅地は200㎡までで変更はありません。

ただし、従来は事業用(400㎡)と居住用(240㎡)を合わせて400㎡までしか適用できませんでしたが、改正後は事業用(400㎡)と居住用(330㎡)が併用できるようになり、最大で730㎡まで適用が可能になります。

これらの改正は、平成27年1月1日以後の相続より適用されることとなります。

②居住用宅地の場合の適用要件の緩和

内部でつながっていない二世帯住宅は、従来はその宅地の全体が特例の適用対象となりませんでした。改正後は全体が特例の対象となります。構造上区分されている場合は、従来は別居とみなされていましたが、改正後はこれを同居とみなすことにより特例の適用が可能となります。

また、有料老人ホームに入所している場合には、老人ホームを自宅として扱うため、特例の適用が受けられませんでした。改正後は以下の要件を満たす場合には、特例の適用が可能となりました。なお、特別養護老人ホームや老人病院等に入居している場合は、入院扱いとなるため、従来から特例の適用が可能です。

- ・被相続人に介護が必要なため入居したものであること
- ・その家屋が貸し付けられていないこと

これらの改正は、平成26年1月1日以後の相続より既に適用開始になっています。

(3) 相続した土地を売却した時の譲渡所得税

相続財産である土地等を相続開始日から3年10ヶ月以内に売却した場合には、譲渡所得の計算上、支払った相続税のうち土地に関わる部分全体を取得費として売却益から差し引くことができました。しかし、今回の改正により平成27年1月1日以後の相続により取得した土地を売却する場合には、支払った相続税のうち売却した土地に関わる部分だけしか売却益から差し引くことができなくなります。

この改正により売却した場合の所得税の負担が大きく増えると思われます。不動産が財産のほとんどを占め、一部を売却しないと相続税が支払えないような場合には、売却金額を納税に充てる方法だけでなく、相続財産そのものを納税に充てる物納という選択肢も今後は考えていく必要があるかもしれません。

2. 相続税対策

(1) 相続財産の贈与

相続時の税負担を減らすためには、贈与により相続財産を減らしていく必要があります。贈与税は基礎控除額が年110万円であり、それ以上の贈与をすると贈与税がかかりますが、特例制度を使うことでより多く贈与することができますのでいくつか紹介させていただきます。また、贈与税のかからない範囲内の贈与であっても、贈与証書を作成するなど証拠を残しておくことも重要です。

①住宅取得資金贈与

父母や祖父母などの直系尊属から子・孫へ住宅等の取得資金として贈与した場合には一定額が非課税となります。適用を受けるためには、受贈者が贈与年の1月1日において20歳以上であること、受贈者の合計所得金額が2,000万円以下であることなどの要件があります。

非課税限度枠は、平成26年中の贈与の場合、省エネ・耐震住宅については1,000万円、それ以外の住宅については500万円です。平成27年以降の非課税限度枠については今のところ未定となっています。

②教育資金の一括贈与

以前もご紹介させて頂きましたが、父母や祖父母などの直系尊属から子・孫を受贈者として銀行などへ教育資金として一括拠出した場合、1,500万円まで非課税（学校以外の支払いは500万円が限度）となります。ただし、受贈者が30歳になった時点で残った金額には贈与税がかかる点には注意が必要です。

③夫婦間の居住用不動産の贈与

婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産、居住用不動産の取得資金を贈与した場合、基礎控除110万円の他に2,000万円まで控除が

可能です。ただし、一生に一度しか適用できない点や贈与時に登記費用や不動産取得税がかかる点には注意が必要です。

(2) 生命保険の活用

生命保険金には相続人一人当たり500万円の非課税枠があり、その範囲内であれば相続税がかかりませんので、そのまま現金で持っているよりも残る金額が多くなります。また生命保険金は、受取人を決めることができるというメリットもありますし、遺産分割の対象にもなりません。最近では90歳まで入ることができる生命保険もありますので、今後の対策として活用できると思います。

(3) 信託の活用

相続財産の分割において被相続人の意思を反映する方法としては遺言が一般的ですが、信託を活用する方法もあります。信託とは、受託者（信託会社等）に財産を預けることにより設定され、委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産の管理・処分などをする制度です。現金、有価証券、不動産など基本的にはほとんどの財産は信託財産として預けることができます。既に欧米では幅広く使われており、日本でも今後利用が増えると考えられます。

信託の一番のメリットは、遺言では実現できないことも可能となる点です。例えば、相続人が未成年者や障害者である場合には、生活の安定のために毎月一定額を相続人に支払うようなこともできます。また、遺言の場合は被相続人が亡くなった時に財産を誰に相続させるかしか指定できませんが、信託を利用すればさらに財産を引き継いだ相続人が亡くなった時に残った財産の帰属先まで指定することが可能です。

今回は、先日のセミナーの内容から、改正点と相続税対策についてご紹介させて頂きました。ご質問等がありましたら当事務所の各担当までお問い合わせ下さい。

また、セミナーのDVDも作成しましたので、希望される方は担当者までお知らせ下さい。

以上